

過去の若者の主な消費者被害事件

平成29年9月14日

消費者行政新未来創造オフィス

主な事件の一覧



	時期	処分等を受けた事業者	主な勧誘方法	主な被害者
1	昭和40年代～ 50年代前半	天下一家の会 第一相互経済研究所	地縁血縁関係を利用	大学生含む 幅広い層
2	昭和56年～平成9年	株式会社ココ山岡宝飾店	キャッチセールス	20～25歳の 若者
3	平成15年～17年	株式会社EarthWalker	説明会等	大学生等
4	平成17年～19年	株式会社Lively	説明会等	大学生等
5	平成22年～23年	ソフトウェア販売会社「WAO」	デート商法	20代の若者
6	平成23年～26年	株式会社NINE 株式会社Regaloe 株式会社サンチュアリ Graceこと坂本政宏	友人・先輩等の紹介	大学生等

(時期順)

1. 天下一家の会 第一相互経済研究所



時期	昭和40年代～50年代前半
事業者名	天下一家の会 第一相互経済研究所
処分・訴訟等	【長野地裁】入会金の返還を命じる判決 ほか
商材等	なし（ネズミ講）
主な被害者	自営業・主婦などを含む幅広い層が被害者 京都・大阪を中心に全国の大学生（後期）
被害規模	延べ約120万人から約1,896億円を集めた
主な勧誘方法・ 手口・事例等	地縁血縁関係を利用した勧誘 被害者が加害者になる構造 親しい友人等が勧誘者となり、「いいバイトがある」などと言って、多数の人を集めた説明会に連れて行き、既にもうけた人による「和・心・助け合い」の話で、集団催眠状態にして勧誘

出典：堺次夫（1979）『マルチ商法とネズミ講』株式会社三一書房
『AERA（1992.7.7）』朝日新聞出版

2. 株式会社ココ山岡宝飾店



時期	昭和56年～平成9年
事業者名	株式会社ココ山岡宝飾店
処分・訴訟等	【東京地裁】訴訟（和解）
商材等	ダイヤ（平均150万円）
主な被害者	20～25歳の若者
被害規模	買戻付売買残2,000億円、10万人以上（いずれも推定）
主な勧誘方法・手口・事例等	キャッチセールス テナントビルの通路で若い女性店員が、ダイヤ等を買う気がない若者に、「アンケートに答えて」などと声をかけ、店内に連れ込む。その後、複数人で2時間から6時間もの長時間勧誘により、購入しなければ家に帰れない状態に追い込み、ダイヤを売りつける 買戻特約（5年後には購入価格で買戻しができる）を説得材料に利用し、「もしものときの貯金の感覚」として契約させた ※裁判の参加人数は、5,000人に過ぎず、多くの方はローンを支払ったとみられる

出典：『消費者法ニュースNo. 33 1997. 10』消費者法ニュース発行会議
ココ山岡被害者救済全国弁護士連絡会議（編）『ココ山岡事件記録クレジット代金を返せ！』花伝社

3. 株式会社EarthWalker



時期	平成15年～17年
事業者名	株式会社EarthWalker
処分・訴訟等	特定商取引法に基づく取引等停止命令
商材等	オーナー契約など (「カタログじ」という商品カタログを配布する事業)
主な被害者	大学生等
被害規模	契約件数約5,000件(平成15年12月1日～平成17年2月17日)
主な勧誘方法・ 手口・事例等	説明会等 本事業者やオーナー登録した学生が「簡単なバイトがある」などと説明会等に来るように誘い、説明会等で「誰でもできる仕事、確実に稼げる、みんな月に50万円、上は月何千万円も稼ぐ」などと勧誘 契約金等を支払えない者には消費者金融から金銭を借入れさせ、契約金等を支払わせる 商品カタログを配布し、通信販売により商品を購入するのみの「まねきねこ会員」や新たなオーナーを獲得することにより報酬を得られるという仕組みを利用

出典：経済産業省ニュースリリース(平成17年6月20日)

4. 株式会社 L i v e l y



時期	平成17年～19年
事業者名	株式会社 L i v e l y
処分・訴訟等	特定商取引法に基づく業務停止命令
商材等	ネット上につくった架空の街に出店できる権利
主な被害者	大学生等
被害規模	約1,900人から7億円を集めた（大阪府警推定）
主な勧誘方法・手口・事例等	説明会等 「絶対にもうかるITビジネス」などと言って、約30～40万円の携帯用情報端末機などを購入させ、「代理店になれば、ネット上につくった架空の街『マトリックスシティ』に出店できる権利が得られ、そこでの売上や広告収入でもうかる」、「さらに、新規会員を誘えば報酬が得られる」などと勧誘

出典：朝日新聞 大阪朝刊（平成20年3月29日）・大阪夕刊（平成22年1月14日）・京都朝刊（平成22年1月15日）

5. ソフトウェア販売会社 W A O



時期	平成22年～23年
事業者名	ソフトウェア販売会社「W A O」
処分・訴訟等	詐欺、特定商取引法違反で逮捕
商材等	金融商品の自動売買ソフト等
主な被害者	20代の若者
被害規模	約990人から約9億5,800万円を集めた
主な勧誘方法・手口・事例等	デート商法 SNSで知り合った20代の男女をデートに誘い出し、「必ずもうかる資産運用の方法がある」と勧誘。株価指数先物取引や外国為替証拠金（FX）取引の自動売買ソフト（1組約96万円）などを販売 ソフトは、自動売買に必要な情報を更新できない設定であったため、正常に動作しない状態

出典：日本経済新聞 電子版（平成25年5月28日付）・大阪夕刊（平成25年7月24日）・沖縄夕刊（平成25年5月29日）

6. 投資用DVDを販売していた4事業者

時期	平成23年～26年
事業者名	①株式会社NINE、②株式会社Regaloe、③株式会社サンクチュアリ、④Graceこと坂本政宏
処分・訴訟等	【消費者庁・東京都連携処分】①、②、③に業務停止命令（特商法） 【東京都】①、②、③、④に業務停止命令（特商法）、業務改善指示（特商法）、是正勧告（都条例）
商材等	投資用DVD
主な被害者	大学生等
被害規模	4社合計で2,312件（平成25年度）（事業者報告）
主な勧誘方法・手口・事例等	友人・先輩等の紹介 大学やバイト先の友人・先輩等が勧誘者となり、「20代でかなり稼いでいるすごい人がいる。就活の勉強になるから話を聞かせたい」などと言って、大学生を喫茶店へ誘い出す。そこに、商品の説明担当者が来て、投資用DVD（56万円）を販売。お金がないと断る大学生には、消費者金融や学生ローンで借金をさせ、契約を締結 また、借金の返済を抱えた大学生に「友人を紹介すれば8万円の紹介料を支払う」と説明し、新たに友人等を誘わざるを得ない状況にさせる

出典：消費者庁・東京都報道発表資料 [2014年11月27日]
『平成27年版消費者白書』消費者庁